

## 鑑定についてのお尋ね

奈良家庭裁判所

この書面を記入される際には、「成年後見制度用診断書の作成を依頼された医師の方へ」をご参照ください。

- 1 鑑定について（該当事項の□にチェックを入れたり、記入してください。）
- 家庭裁判所から成年後見のため鑑定を依頼された場合、引き受ける。
- (1) 鑑定費用（検査料・諸経費等を含む）は\_\_\_\_\_万円を希望する。  
（一般に、主治医の場合は5万円前後、主治医以外の場合でも10万円以内でお引き受けいただいております。）
- (2) 鑑定期間は、正式な依頼書が届いてから\_\_\_\_\_か月必要である。  
（一般に、1か月程度で鑑定書を提出していただいております。）
- (3) 「鑑定書作成の手引」冊子の送付  
希望する。 希望しない。
- (4) 書類の送付先  
 診断書記載の病院  
以下の連絡先

名称 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

- (5) 鑑定を行うことになった場合、後日依頼文書をお送りしますが、正式に依頼する前に、確認のための連絡を希望されますか。  
 不要である。  
 希望する。  
（連絡のつきやすい曜日 \_\_\_\_\_曜日、時間帯 \_\_\_\_\_時～ \_\_\_\_\_時）
- 鑑定を引き受けることができない。  
理由（ \_\_\_\_\_ ）

- 鑑定を引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。

氏名 \_\_\_\_\_ 病院等の名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

※ 裁判官の判断により、鑑定依頼をしない場合もございますので、ご了承ください。

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 回答者氏名 \_\_\_\_\_ 印